

傍聴要領（オンライン会議システムによる傍聴）

埼玉県環境影響評価技術審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催日前の指定した期日までに事務局まで申込みをしてください。
- (2) 傍聴の希望者が多数の場合は、円滑な会議の進行のため傍聴者数を制限する場合があります。
- (3) 傍聴者は、会議開催時刻になりましたら別途案内される傍聴用 URL から傍聴してください。
- (4) 傍聴者は、アカウントの表示名、アイコンその他傍聴者の情報を他の参加者等に公開したくない場合は、あらかじめ設定を変更して会議に参加してください。
- (5) インターネット回線や視聴に必要な設備等は御自身で準備してください。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。
 - ア 使用する端末の OS やアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
 - イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fi は使用しないこと。
 - ウ 適切なウイルス対策を行っていること。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反した場合は、事務局が傍聴者のマイク、カメラその他のオンライン会議システムの設定を変更する場合があります。
- (3) 傍聴者が 3 の規定に違反し、かつ会長の注意に従わないときは、会議から退出していただく場合があります。

3 会議傍聴における遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) マイク及びカメラをオフとし、チャット等の機能を使用しないこと。（ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。）
- (2) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。（ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。）
- (3) 不規則な発言、チャット、拍手、ジェスチャーその他の方法による議事への可否の表明や議事進行の妨害を行わないこと。
- (4) 傍聴用 URL、ID 及びパスワード等を他者へ漏らさないこと。
- (5) 申込みを行った者以外を、代理で傍聴させないこと。
- (6) 申込みを行った者以外が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
- (7) その他開示の運営に支障を生じさせる行動をとらないこと。

4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性があります。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、審議会及び県はその責を負いません。
- (3) 埼玉県環境影響評価技術審議会規則に基づき、会議の全部又は一部を非公開とする場合があります。